

岡山大学医学部アジア  
伝統医学研究会会誌  
第二号

第四次, 第五次アジア伝統医学調査隊報告

1979  
1980

岡山大学医学部アジア伝統医学研究会

# アジア伝統医学研究会十周年記念式典写真



- 坂本  
 松岡順治  
 脇口 宏  
 甄維寧  
 古田嘉男  
 大道卓也  
 佐々木章公  
 大住省三  
 松本 柱  
 川畑正充  
 高田 裕  
 三崎敬三  
 山本 洋  
 安原千晶  
 小宮康子
- 忠田正樹  
 吉野公博  
 中津  
 多田恵一  
 能勢勝義  
 楠目 馨  
 岩垣博己  
 岩垣夫人  
 二階堂  
 田中  
 柴田純子
- 鶴見哲也  
 菅波 茂  
 大和人士  
 大森文太郎  
 稲臣成一  
 橋本龍太郎  
 緒方正名  
 新居志郎  
 村田昭夫  
 牛尾光宏

# A 岡山大学医学部アジア伝統医学研究会会則

(会 則)

## 会 則

(名 称)

第1条 本会は、岡山大学医学部アジア伝統医学研究会と称す。

(目 的)

第2条 本会は、アジアに於ける伝統医学を研究する会である。

但し、伝統医学を次の如く定義する。

- (1) 西洋医学以外のものであり、現在多くの人々に活用されている医学であること。
- (2) 診断・治療体系を有し、その基盤に独自の文化的背景をもつ医学であること。

(活 動)

第3条 本会は、前条の目的を達するために次の活動を行なう。

- (1) プロジェクト・チームのアジア地区への派遣（原則として毎年1回）
- (2) 研究会会誌の発行（原則として毎年1回）
- (3) 研究会開催（随時）
- (4) その他、適切な活動

(会 員)

第4条 会員は、本会の趣旨に賛同する者とする。

(役 員)

第5条 本会は、役員として、会長1名、企画委員長1名、事務局長1名、運営協議会議長1名を置き、会長が他の役員を任命する。

(役 員 会)

第6条 役員会は、役員を以って組織し、会長が必要に応じ招集し、会務を掌する。

(企画委員会)

第7条 企画委員会は、専門部会を有し、プロジェクト等の企画を行なう。

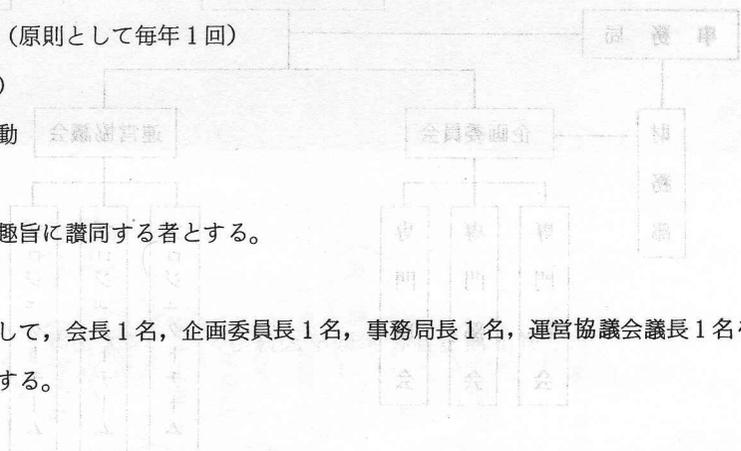
第8条 企画委員長は、予算決定権を有する。

(運営協議会)

第9条 運営協議会は、プロジェクト・チームの運営を行なう。

(事 務 局)

第10条 事務局は、会の運営・維持に必要な庶務、会計等を行なう。



(総 会)

第11条 総会は、原則として、全会員で構成され、会長を選出する。

第12条 会長は、総会を原則として毎年1回以上開き、本会の重要事項を決定する。

(顧 問)

第13条 本会は、顧問を置き、助言、援助等を仰ぐものとする。

(会 計)

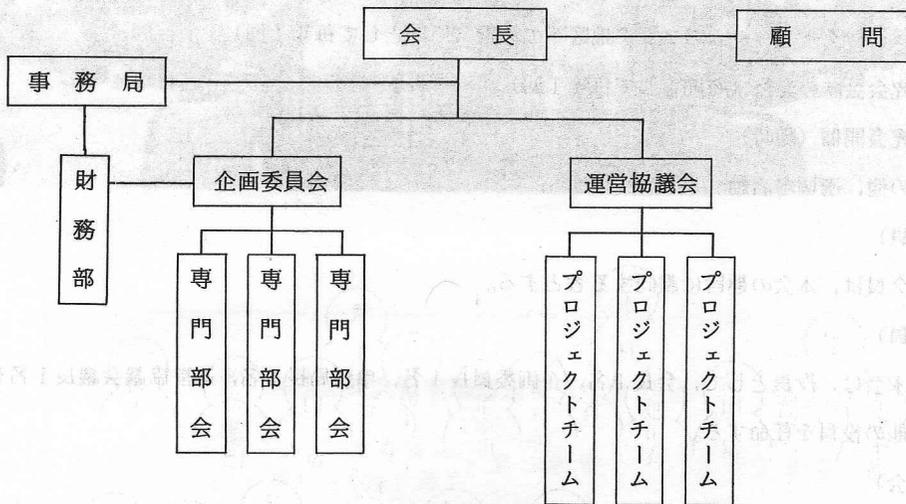
第14条 本会の会計は、会費及び寄付金を以って、これに充てる。

第15条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

第16条 本会の収支決算は、総会に報告し、承認を必要とする。

(会則の変更)

第17条 会則の変更は、総会に諮り、会長がこれを決定する。



## 編 集 後 記

やっとのことで、報告書第2号を創刊できることになりました。何分にも膨大な量の原稿が集り、うれしいやらつらいやらで、整理と校正に予想以上の時間をとってしまいました。

編集自体かなり不十分な点が目に付くと思いますが、原稿の内容の充実ぶりで、何とか補なわれているように思います。

とにかくこれでひと安心です。

### 岡山大学アジア伝統医学研究会会誌第Ⅱ号

編集責任者	菅波 茂・山田泰三・大住省三 (第4次) (第5次)
印刷年月日	昭和56年3月10日
発行年月日	昭和56年3月25日
印刷所	柳本印刷所
研究会連絡所	〒700 岡山市鹿田町2-5-1 岡山大学医学部公衆衛生学教室内 アジア伝統医学研究会

TEL 0862-23-7151 内線726